

第8章 災害時要配慮者の医療

1 在宅医療患者の台帳整備等

医療機関は、自院で診療を行っている在宅医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市町村及び患者に周知を図ることとします。

市町村及び保健福祉事務所（保健所）における安否確認や避難誘導等に係る事前計画、避難生活への配慮等については、宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン及び宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインによることとします。

2 医療に関する対応

(1) 被災医療機関の入院患者の搬送

医療機関が被災により機能を停止し、患者の移送が必要な場合は、受け入れ先を確保の上、地域医療搬送又は広域医療搬送を行います。

(2) 在宅医療患者への対応

ア 人工透析施設の稼働状況や支援の要否は、災害時医療情報網（MCA無線）及びEMISにより把握し、透析に必要な水や医薬品の確保及び患者の移送など、施設から要請のあったものについて、可能な限りの支援を行います。

また、県のみでの対応が困難な場合は、厚生労働省等に支援を要請します。

イ 在宅療養患者について、安否確認の結果、避難や入院等の移動が必要な場合は、移動先と移送手段の調整・確保を行います。

ウ 地域保健医療福祉調整本部は、医薬品や酸素等の確保が必要な場合、保健医療福祉調整本部に確保を要請します。保健医療福祉調整本部は、宮城県医薬品卸組合や日本産業・医療ガス協会東北地域本部等の関係機関と連携し、確保に努めます。

エ 在宅又は避難所での治療・療養の継続が困難な場合には、医療機関での治療等につなげます。

(3) その他の対応

災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）のうち、医療面での早急な対応が必要な者については、医療機関への救急搬送により、治療等につなげます。